

# 重要事項説明書

(令和7年10月1日現在)

## 1 事業者

事業者の名称	株式会社 武久福祉会
事業者の住所	福岡県北九州市門司区黒川西二丁目六番2号
代表者名	穎原 尚吾
基本財産・資本金	20,000,000円
電話番号	093-341-2233
他の主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・たかさごデイサービス（通所介護）</li><li>・ヘルパーステーションもじ（訪問介護、居宅介護支援、重度訪問介護、同行援護、特定相談支援）</li><li>・居宅介護支援センターもじ（居宅介護支援事業所）</li></ul>

## 2 施設概要

施設名	介護付有料老人ホーム高砂苑
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム (利用権方式、入居時要支援・要介護、福岡県指定介護保険特定施設、個室76室、二人部屋16室、職員配置3：1以上)
介護保険指定居宅サービスの種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・短期利用特定施設入居者生活介護サービス 福岡県 第4070100807
施設管理者	海老澤 満
開設年月日	平成15年11月13日
所在地	福岡県北九州市門司区黒川西二丁目6番2号
電話番号	093-341-2233
交通の便	西鉄バス：黒川西又は東郷中学校前バス停より徒歩5分
敷地概要	6,559.31m <sup>2</sup>
建物概要	構造：鉄骨（耐火）造 地上3階建 延べ床面積：5,298.84m <sup>2</sup> 株式会社武久福祉会所有（抵当権あり）

介護居室の概要 (定員 92名)	<p>個室：76室</p> <p>① 18.60m<sup>2</sup> (2階28室、3階28室)      ② 21.32m<sup>2</sup> (2階2室、3階2室)      ③ 17.00m<sup>2</sup> (新館1室)      ④ 17.27m<sup>2</sup> (新館1室)      ⑤ 17.40m<sup>2</sup> (新館14室)</p> <p>二人部屋：16室（二人での入居は親族に限る。）</p> <p>⑦ 26.04m<sup>2</sup> (2階6室、3階6室)      ⑧ 30.95m<sup>2</sup> (2階2室、3階2室)</p> <p>合計：92室</p>
浴室、食堂、機能訓練室の概要	<p>本館：浴室（大浴室63.46m<sup>2</sup>、小浴室37.75m<sup>2</sup>）</p> <p>新館：浴室33.6m<sup>2</sup></p> <p>特殊浴槽室：15.1m<sup>2</sup></p> <p>食堂：151.28m<sup>2</sup></p> <p>機能訓練室：105.91m<sup>2</sup></p>
共用施設概要	<p>食堂、機能訓練室、一般浴室、特殊浴室、理美容室、相談室、喫茶、売店、カラオケコーナー、ふれあいコーナー、健康管理室、一時介護室、便所、洗濯室</p>
ナースコール等緊急連絡・安否確認	<p>ナースコール：共用トイレ、浴室、各居室、居室内トイレ      夜間3時間毎の巡視</p>

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	入居者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念を踏まえた上で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養等の世話をを行うことにより、入居者が当施設においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができる。
施設運営の方針	入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスを提供するとともに、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

### 4 給食サービス委託業者

所在地	福岡市博多区博多駅前4-1-1
名称	コンパスグループ・ジャパン株式会社
電話番号	092-437-8731
事業の内容	食事業務総合サービス提供
委託の内容	食事提供業務

## 5 職員体制

	職員数	常勤換算人数	夜間勤務職員数 (17:00～翌9:00)	備 考			
従業者 の内訳	管理者	1	1				
	生活相談員	1	1				
	介護職員	*31	26.88	3			
	看護職員	5	5				
	機能訓練指導員	1	1	専任（資格は准看護師）			
	計画作成担当者	*1	0.5	介護支援専門員			
	医師			協力病院より往診委託			
	栄養士・調理員			委託			
	事務職員	4	3.5				
	その他職員	12	5.28	1（夜警者）			
合計		56 (*1名兼務を含む)					
常勤換算方法の考え方	職種ごとの「週平均の勤務時間」を全て対し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数（38.75時間）で除して算出						
従業員の勤務体制の概要	日勤勤務 8:30～17:15 早出勤務 6:45～15:30（介護）7:30～16:15（看護） 遅出勤務 10:00～18:45（介護）10:15～19:00（介護） 10:30～19:15（介護）10:45～19:30（介護） 9:15～18:00（看護）						
従業者の職種	管理者：従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 生活相談員：入居者又は家族に対し、適切な相談、助言を行う。 介護職員：入居者の入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上の世話をを行う。 看護職員：入居者の健康状態の観察、健康保持のための対応、生活援助を行う。 機能訓練指導員：入居者の日常生活上の機能訓練を行う。 計画作成担当者：特定施設サービス計画の作成を担当する。						
夜間看護体制	「重度化した場合における対応に係る指針」及び「看取りに関する指針」に基づき、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め等を整備し、体制を整え夜間の緊急時に対応を図る。 （夜間は看護職員における連絡・対応体制（オンコール体制）により、緊急重度化の場合は、救急指定病院もしくは協力病院に搬送する。）						
看取りについて	「看取りに関する指針」に基づき、介護を行う。						

## 6 営業日

営業日	年中無休
-----	------

## 7 介護保険給付サービスの概要

種類	具体的なサービス内容
食事の介助	<p>①栄養士が献立を立て、食事を提供します。</p> <p>②食事場所は、食堂か居室かを選ぶことが出来ます。ただし、居室の場合において、体調不良時を除き、配・下膳料として1食につき100円かかります。</p> <p>③配膳、下膳は職員が致します。</p> <p>④状況に応じて、見守りや介助を行います。また、自力での摂食が困難な場合には、摂食の介助を行います。</p> <p>⑤食事時間</p> <p>朝食 7：30～8：30</p> <p>昼食 11：30～12：30</p> <p>夕食 17：30～18：30</p>
排泄の介助	<p>①状況に応じて見守り、排泄の介助、汚物処理のお手伝いをいたします。</p> <p>②おむつ使用者については、日中（8時30分～17時15分）は3回点検・交換（朝、昼、夕）、夜間（17時15分～8時30分）は2回点検・交換（就寝前、早朝）、他随時ナースコールや各個人の排泄パターンに応じて対応します。また、排泄の訴えがあれば、職員がトイレへと誘導します。</p>
入浴の介助	<p>①週2回、介護プランに定めた日に入浴を行います。</p> <p>②心身の状況に応じて居室から浴室までの移動、衣類の着脱、洗身・洗髪等の介助を行います。</p> <p>③車椅子や寝たきりの方には、特殊浴槽での入浴介助を行います。</p> <p>④健康上の理由で入浴が出来ない方は、清拭（週2回）を行います。</p> <p>⑤入浴時間は、12時30分～17時00分までです。</p> <p>⑥入浴に掛かる注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入浴日や時間は当日の健康状態（発熱など）により、また、施設運営の状況によるため、必ずしも入浴日及び時間通りに入浴サービスが提供できるとは限りません。</li><li>・一切の見守りが必要としない人は、毎日入浴することができますが、必ず職員に声掛けをしてご入浴ください。</li></ul>

衣類の着替え・整容・居室清掃・洗濯	<p>①衣類の着替え・整容、その他日常生活上に必要な方は援助します。</p> <p>②居室清掃（点検を含む）のお手伝いをします。</p> <p>③必要に応じ、洗濯のお手伝いをします。</p>
機能訓練	<p>①ラジオ体操を毎朝各階で行います。</p> <p>②毎月1回の誕生日会及び季節に応じたイベント行事を行います。</p> <p>③機能訓練指導員が個別機能訓練計画書を作成し、機能訓練指導員、看護職員及び介護職員が、身体機能面及び精神機能面の訓練、レクリエーションを実施します。</p> <p>④身体機能面の訓練は、身体機能のレベルに応じて、散歩や平行棒、歩行訓練、ベッドの起き上がり訓練、ベッドから車いす等への移乗訓練、階段昇降台での段差移動訓練、肋木での立ち上がり訓練等を行います。</p> <p>⑤精神面の訓練は、精神機能面の充実、レベル維持のためにカラオケやゲーム、認知症予防等のため、レクリエーション等を行います。また、寝たきりの人でもできるだけ談話コーナーに誘導します。</p> <p>⑥談話コーナーを中心にレク行事を実施。（書道、カラオケ、短歌、生け花、料理教室等。）</p>
健康管理	<p>①平常時の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師による健康管理の必要な人は看護職員、介護職員がバイタルチェックをします。</li> <li>・尿、便の回数チェック、夜間3時間毎の巡視。</li> </ul> <p>②身体急変時の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適時、バイタルチェックを行います。（目安：4検 9時、15時、21時、3時）、血圧測定。</li> <li>・状況に応じて、病院受診、医師の往診、救急車の手配をします。</li> <li>・夜間は看護職員が自宅待機し、身体急変時に対処します。但し、緊急を要する場合は協力医療機関の医師の指示に基づき、救急車を手配して病状に応じた専門病院に搬送することがあります。</li> </ul> <p>③薬の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬管理が難しい方については、看護職員が管理し、看護職員及び介護職員が服薬のお手伝いをいたします。（管理責任者：看護職員責任者）</li> </ul> <p>④健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な健康診断については、原則かかりつけ医での受診となります。尚、ご希望により協力医療機関での受診も可能です。但し、費用は個人負担です。</li> </ul> <p>⑤健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の健康管理、健康相談は看護職員が担当します。 (午前9時～午後5時)</li> </ul>

	<p>⑥生活指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導は看護職員、相談員及び介護職員により問題発生時にその都度行います。</li> </ul> <p>⑦医師の往診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者とかかりつけ医の合意によります。</li> </ul>
相談・援助	<p>①生活相談員が相談業務を担当し、入居者とその御家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。</p> <p>②苦情処理窓口は生活相談員が対応いたします。</p>
行政手続申請	<p>①介護保険の更新手続きは施設で責任をもって行います。</p> <p>②住所変更等の手続きについては、自分で行えない人の援助は行いますが、入居や介護保険に関係のない手続きについては、個人での手続きをお願いします。</p>
売店	<p>① 売店（外部業者委託）については、週1度（原則として金曜日）行います。但し、業者の都合により臨時休業をすることがあります。</p>

## 8 介護を行う場所等

介護を行う場所	指定特定施設として、介護保険上の介護サービスを一般居室で行います。
一時介護室へ 移る場合  (判断基準、 手続き、追加 費用の要否、 居室利用権の 取扱等)	<p>判断基準：</p> <p>①利用者が重度の認知症その他の身体症状のために介護居室で介護サービスの提供を受けることが困難になった場合は、協力医療機関の医師もしくは入居者の主治医の意見を踏まえ、利用者及び御家族に同意を得た上で、一時介護室でサービス提供を行うものとします。</p> <p>②居室における生活が著しく困難な場合又は利用者の問題行動等のために周囲に対して耐え難い苦痛を伴い、他の入居者の生活を著しく侵害した場合に、一時介護室へ移っていただきます。</p> <p>手続き：不要 追加費用：不要 居室利用権：存続</p>

介護居室へ住み替える場合 (同 上)	<p>判断基準：状態が悪く介護者の援助が以前より必要となった場合、施設の指定する医師の意見を踏まえ、入居者または、御家族の同意の上、居室の移動もあり得ます。</p> <p>手続き：なし</p> <p>追加費用：なし</p> <p>居室利用権：存続</p>
他の施設等へ住み替える場合 (同 上)	<p>判断基準：状態が悪く介護者の援助が以前より必要となった場合（医療行為の増大、認知症重度進行等）、施設の指定する医師の意見を踏まえ、入居者もしくは御家族の同意の上、他の施設等への住み替えもあり得ます。</p> <p>手続き：なし</p> <p>追加費用：なし</p> <p>居室利用権：消失</p>

## 9 入居・退居等

入居者の条件	介護保険者より、認定された要支援者または要介護者
身元引受人等の条件	契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帶して履行の責を負う者、また、事業者と協議し、必要な時は入居者の身柄を引き取れる者
契約の解除	<p>以下に該当した場合には、契約を解除することができます。 (事業所の解除権)</p> <p>①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時</p> <p>②管理費その他の費用の支払を正当な理由なくしばしば滞納する時</p> <p>③入居者が重要事項説明書第 18 項に規定する「入居者の禁止行為」に違反し、サービスの提供が著しく困難になった時</p> <p>④入居者が建物及び付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により、汚損、破損又は滅失した時</p> <p>⑤入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することができない時。ただし、入居者の行動が特定の病因等に基づくものであると医師により診断され、入居者が医療機関において通院、入院による治療を受けている場合等については、この限りではありません。</p> <p>⑥入居者又は入居者の家族等からの重要事項説明書第 18 項に規定する「入居者又は入居者の家族等の職員に対する禁止行為」に規定する行為により、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、入居者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時</p> <p>⑦入居者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、</p>

	<p>事業者の再三の申入れにも関わらず改善の見込がなく、この契約の目的を達することが著しく困難となった時</p> <p>⑧入居者の入院が 90 日間を超える場合 (入居者の解除権)</p> <p>①事業者が正当な理由なくサービス提供をしない場合</p> <p>②事業者が守秘義務に違反した場合</p> <p>③事業者が破産等の事情により事業の継続見通しが困難となった場合</p> <p>④その他、介護保険法等関連法令及び契約等に定める事項に著しく違反した場合</p> <p>なお、解除する場合には 30 日以上の予告期間が必要です。</p>
--	--

## 10 身体拘束

当該入居者が緊急やむを得ない場合にのみ、下記の手続きを行った上で身体拘束を行うことがあります。

身体拘束を行う場合の手続き等 (判断基準・手続き・記録)	<p>事業者は、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居者または御家族に十分説明を行い、その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかつた理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。また、虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止に関するマニュアル、指針の整備</li> <li>・事業所内で、年 1 回以上、虐待防止に向けての研修の実施</li> <li>・「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の月 1 回以上の定期開催</li> <li>・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人、入居者のご家族及び行政機関への速やかな報告</li> </ul>
---------------------------------	---

## 11 介護保険対象費用

- ・別紙、「介護保険対象費用について」を御参照下さい。

## 12 介護保険の給付対象とならないサービス並びに費用

- ・別紙、「介護保険の給付対象とならないサービス並びに費用について」を御参考下さい。

## 13 費用の支払

前 11 項、12 項に記載した費用は 1 ヶ月毎に計算し、請求書を発行いたします。また、支払方法については、ゆうちょ銀行引落、銀行振込、現金支払のいずれかの方法にてお支払いいただきます。
--

#### 1.4 苦情等申立先

当施設 苦情相談窓口	窓口担当者	生活相談員 魚田 恵一
	利用時間	月曜日～金曜日（祝祭日除く）午前9時～午後4時
	利用方法	電話：093-341-2233 FAX：093-341-2266
	面接場所	相談室及び応接室
	苦情箱	1階ロビー及び食堂内に設置
北九州市 保健福祉局 地域福祉部 介護保険課	所在地	北九州市小倉北区城内1番1号
	利用時間	開庁時間に準ずる。
	利用方法	電話：093-582-2771 FAX：093-582-2095
門司区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地	北九州市門司区清滝一丁目1番1号
	利用時間	開庁時間に準ずる。
	利用方法	電話：093-331-1881 FAX：093-321-4802
福岡県国民健康 保険団体連合会 介護サービス 相談窓口	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	利用時間	開庁時間に準ずる。
	利用方法	電話：092-642-7859 FAX：093-642-7856
損害賠償	(株)損賠保険ジャパン(施設賠償保険)	加入

#### 1.5 協力医療機関、協力歯科医療機関

協力医療機関	医療機関名	医療法人社団養寿園 春日病院 内科・循環器科・放射線科など
	住所	北九州市門司区春日町22番19号
	電話	093-341-1416
	医療機関名	社会医療法人財団池友会 新小文字病院 内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器外科・外科・整形外科・脳神経外科など
	住所	北九州市門司区大里新町2番5号
	電話	093-391-1001
	医療機関名	医療法人若葉会 九州鉄道記念病院 内科・循環器内科・消化器内科・肝臓内科・外科・リウマチ科・神経内科・整形外科・泌尿器科・眼科・婦人科・耳鼻咽喉科など
	住所	北九州市門司区高田二丁目1番1号

	電 話	093-381-5661
	医療機関名	独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院 門司メディカルセンター 糖尿病・膠原病内科・循環器内科・外科・消化器外科・消化器 内科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科など
	住 所	北九州市門司区東港町3番1号
	電 話	093-331-3461
協力歯科医療機関	医療機関名	かしお病院歯科
	住 所	北九州市門司区春日21-27
	電 話	093-341-2322
協力内容	健康診断、健康相談及び緊急異常者の措置の協力、 ベッドの確保の協力、定期的な訪問歯科診療	
入居者が医療を要する場合の対応	本人、家族の希望する医療機関（緊急時はこの場合に非ず）又は、 協力病院において治療を受けることになります。この場合の費用については、公費又は健康保険等で支給される以外の費用は個人の負担となります。	

## 1.6 事故発生時（緊急時等）の対応

事故発生時の対応	事故発生時には、以下の手順による対応を行います。 ①入居者への対応。（可能な限りの応急処置。救急連絡。協力医療機関との連携。施設長、副施設長、生活相談員への報告。） ②入居者家族への連絡。（速やかに事実を伝える。） ③事故状況の把握。（事故報告書の作成。） ④関係機関への届出報告。（事故の程度・状況に応じて介護保険課等関係行政機関、警察、保険会社へ連絡。） ⑤入居者家族への対応。（事故原因等を調査し、明確にした上で、適切な対応を図る。）
サービス提供による賠償すべき事故が発生した場合	介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償責任を速やかに履行します。
事故の再発防止への対応	事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 1.7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	黒川西町内会と防災協定を結んでおり、非常時には相互連携を図ります。また、医療法人社団養寿園 春幸苑との防災協定も結んでおり相互連携を図ります。

平常時の訓練等	別途定める「消防計画」に則り年3回の昼間及び夜間を想定した避難訓練を御入居者も含めて実施いたします。 土砂災害想定の避難訓練は、避難訓練と併せ年1回実施します。				
防災設備	設備名稱	個数等	設備名稱	個数等	
	避難階段	あり	屋内消火栓	16ヶ所	
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり	
	誘導灯	56ヶ所	粉末消火設備	25本	
	漏電・ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり	
	防火扉・シャッター	14か所	スプリンクラー設備	あり	
カーテン等布製品は全て防炎性能のある物を使用しています。					
消防計画等	消防署への届出	年1回、年間の消防計画を作成し届出。			
	防火管理者	事務課長 延時 幸子			

## 1.8 当施設ご利用の際に留意していただく事項

入居者は、健康と生活安定のため、管理者が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に施設に御協力ください。 また、金銭の管理に関しては、原則、自己管理となっていますので、現金等の取扱いや保管には十分に御注意ください。
入居者の禁止行為 ①銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物質等危険な品物等の持込 ②大型の金庫、その他重量物の持込 ③排水管その他を腐食させる恐れのある液体等の持込 ④テレビ、ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他大音量等による迷惑行為 ⑤猛獣、毒蛇等の明らかに他者に迷惑をかける動植物の生育 ⑥けんか、口論、泥酔等他人に迷惑を掛けること ⑦政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること ⑧指定場所以外で火気を用いること ⑨施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること ⑩故意又は無断で、建物又は備品に損害を与える行為
入居者又は入居者の家族等の職員に対する禁止行為 ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例）物等を投げつける／蹴る／唾を吐く ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 例）大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」といった理不尽なサービスを要求する ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

	例) 必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする
そ の 他	各種規程等を御参照いただき遵守してください。